



温電法（湯たんぽ）による熱傷に注意しましょう！

「療養上の世話」において温電法（湯たんぽ）を使用した際、熱傷をきたした事例が報告されています。

<事例1>

看護師Aは、患者の下肢に冷感があったため、60度の湯を入れた湯たんぽを準備し、その上に患者の両下腿をのせた。1時間後、看護師Bは、患者の下肢の冷感が消失したため、湯たんぽをはずした。10時間後、下腿にびらん及び浸出液に気づき、熱傷を生じたものと判断した。

<事例2>

湯たんぽを使用して保温を行っていた。患者の訴えにより、下肢を見ると左足内側に湯たんぽが接触しており、発赤を認め、熱傷をきたしていた。

事例が発生した医療機関の取り組み

- ・ 温電法（湯たんぽ）を使用する際は、熱傷・低温熱傷の危険性があることを認識する。
- ・ 温電法（湯たんぽ）を使用する際は、身体から離して置く。
- ・ 温電法（湯たんぽ）などに関するルールを院内で統一する。



詳細については、日本医療機能評価機構ホームページ

<http://jcqhc.or.jp/html/accident.htm#med-safe> をご覧ください。